



「関与先がA行政書士に頼んで新規の建設業許可を申請したら、受注工事の裏付け資料に問題があると県から呼ばれ、結局取り下げに…何とかありませんか…?」と税理士のB氏が相談に来ました。9万円の県証紙が11-になった申請書類を預かり調べてみると、型枠工事の資料として添付した「施工証明」の工期が実際の年とかなり違っていたのです。資料として

**取り下げた正確書類で再度新規の許可申請!**

は契約書や注文書を添付するのが原則ですが、ない時は「施工証明」も認められています。ただ正確な記載が必要です。A書士がその辺りの説明をきちんとしていなかった事が今回の失敗の要因でした。B税理士に過去の資料を探して貰い正確な内容で再度申請し直す事に…。更に当初「とび土工」1業種だけの申請でしたが、「大工」も併せて申請して2業種の許可を取り、土木と建築両方の型枠工事を受注できる算段をつけました。あとは1カ月後の許可を待つだけです。



「棟上げの現場で2.7mの高さから大工が転落した。救急病院に運ばれたが困った事が…」とM氏から年末に電話が掛かってきました。「実は、労災保険の年度更新が出来てなくて保険料も納付していないんです…労働局からも催促されていたんですが…」との事。大工は首の骨を折る大怪我です。相談を受けた当事務所は、まず①労災保険は労働者保護の強制的な保険なので、保険料が未納であっても使える②未納の期間

**保険料未納 転落労災事故が…? の年の瀬に 転落労災 どうなる!**

に発生した労災事故に保険給付を行った場合、その40%を「費用徴収」といって事業主から徴収するようになっているが治療費(療養補償給付)は対象外…等の説明をし、病院に労災保険の番号を伝えるようお話ししました。他には労働安全衛生法による「危険を防止するための処置」をしていたかどうかで、「6ヵ月以下の懲役」か「50万円以下の罰金」という問題があります。本当に頭の痛い事です。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。